

病原体消失通知書（結核）

年 月 日

秋田県 保健所長 様

（医療機関名）

（所在地）

（管理者名）

このことについて、次のとおり報告します。

- 1 患者氏名 _____
- 2 生年月日 _____年 _____月 _____日生
- 3 病名 _____
- 4 通院・入院期間 _____年 _____月 _____日 ～ _____年 _____月 _____日
- 5 服薬開始 _____年 _____月 _____日
- 6 菌検査結果

検 査 日	検 出 状 況		
	喀痰塗沫	培養	核酸増幅法
年 月 日	陽性 ・ 陰性	陽性 ・ 陰性	陽性 ・ 陰性
年 月 日	陽性 ・ 陰性	陽性 ・ 陰性	陽性 ・ 陰性
年 月 日	陽性 ・ 陰性	陽性 ・ 陰性	陽性 ・ 陰性

- 7 症状消失年月日 _____年 _____月 _____日
- 8 検査結果確認年月日 _____年 _____月 _____日※

※検査結果確認年月日については、退院させなければならない基準若しくは退院させることができる基準に基づく3回目の検査結果確認日の日付を記載すること。具体的内容は裏面のとおり。

○退院させなければならない基準

- (1) 咳、発熱、結核菌を含む痰等の症状が消失したとき。
- (2) 結核菌を含む痰の消失は、異なった日の喀痰の培養検査の結果が連続して3回陰性であることをもって確認すること。
- (3) ただし、3回目の検査は、核酸増幅法の検査とすることもできる。その場合、核酸増幅法の検査の結果が陽性であっても、その後の培養検査又は核酸増幅法の検査の結果が陰性であった場合、連続して3回の陰性とみなすものとする。

○退院させることができる基準

以下のアからウまでのすべてを満たした場合には、法第 22 条に規定する状態を確認できなくても退院させることができるものとする。

- ア 2週間以上の標準的化学療法が実施され、咳、発熱、痰等の臨床症状が消失している。
- イ 2週間以上の標準的化学療法を実施した後の異なった日の喀痰の塗抹検査又は培養検査の結果が連続して3回陰性である。（3回の検査は、原則として塗抹検査を行うものとし、アによる臨床症状消失後にあつては、速やかに連日検査を実施すること。）
- ウ 患者が治療の継続及び感染拡大の防止の重要性を理解し、かつ、退院後の治療の継続及び他者への感染の防止が可能であると確認できている。（なお、確認にあたっては、医師及び保健所長は、別紙に記載されている事項を確認すること。）

別紙（厚生労働省通知 健感発第 0907001 号より抜粋）

退院後の治療継続及び、他者への感染の防止が可能であることの確認事項（第2のウ関連）

1. 入院中からの服薬確認の実施

- ・患者は、疾患及び治療計画について説明を受けており、症状の消失後も一定期間服薬を継続する必要性を理解し、そのとおり実施する意志がある。
- ・患者の理解度に応じた服薬確認が実施され、必要な抗結核薬を服用できている。
- ・服薬確認のための手帳等の利用ができている。

2. 服薬支援計画の策定

- ・患者の退院後の治療、服薬方法及び服薬中断リスクの検討に基づく服薬支援計画が作成されている。
- ・服薬中断時の患者及び支援者の対処方法が、具体的に決められている。

3. 退院後の居住環境

- ・患者が感染させる可能性及び患者が確実に服薬継続することの必要性を同居者等に説明し、理解が得られている。
- ・同居者等に免疫低下状態の者や BCG 未接種の小児がいない。

4. 他者への感染の防止に関する理解

- ・患者は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 27 条の 10 に定める感染の防止に必要な事項を把握し、そのとおり実施する意志がある。
- ・患者は症状出現時には速やかに医療機関を受診する必要性を理解し、その意志がある。

（参考）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 27 条の 10 に定める感染の防止に必要な事項は、次のとおりとする。

1. 結核を感染させるおそれがある患者の居室の換気に注意すること。
2. 結核を感染させるおそれがある患者のつば及びたんは、布片又は紙片にとって捨てる等他者に感染させないように処理すること。
3. 結核を感染させるおそれがある患者は、せき又はくしゃみをするときは、布片又は紙片で口鼻を覆い、人と話をするときは、マスクを掛けること。